

その子藤次實光、その子六郎長光とある。石浦氏は石川郡石浦に關係あるものである。石浦氏は石川郡石浦に關係あるものである。

**イシウラゴウ**

石浦郷 石川郡に在つた。明和二年金澤慈光院の書上に、往古石浦郷七村は、石浦村・笠舞村・保島村・朱免野村・木新保村・今市村・山崎村で、その中保島と朱免野とは犀川川崩の際所替をしたとあり、この諸村は慶長十一年八月十日石浦七村氏子連判状にも名を列ねて居るものである。こゝにいふ石浦郷七村は慈光院の氏子であつたものだけを數へたので、その中朱免野は崩壊消滅したものゝ誤であり、保島は所替となり、木新保・今市・山崎は金澤城下に入り、残りの石浦・笠舞は藩政時代の石浦庄中に入つてゐる。

**イシウラゴウシヤライレキコウ**

石浦郷社 來歴考 一冊。森田棟園著。金澤の石浦神社が、石浦山王又は地主權現と稱せられて、本地佛を石浦長谷觀音と呼ばれた時からの來歴を考證したものである。

**イシウラサンノウシヤ**

石浦山王社 ↓イシウラサンノウシヤ 石浦神社。シウラサンノウシヤ 石浦神社。

**イシウラサンハセゼンギ**

石浦山長谷寺 緣起 石川郡石浦觀音の緣起で、享保十二年心蓮臺月海の撰んだものである。

**イシウラシヨウ**

石浦庄 石川郡に屬する。藩政時代に於いては石浦・笠舞・上野新・三口新・浦波新の五村を含んで居た。金澤の城下でも藤棚・川上・笠舞新町・長柄町・石浦新町・新壁町・百姓町・才川掛作町・丸田町・柿木島・才川川除町・御徒町・十三間町・十九間町・堅町・龜澤町・河原町・大工町・河南町・片町・石浦町・南町・堤町・高岡町・仙石町・御門前松原町・御門前西町・堂形町・石引町・小立野新町・

出羽町は、もと石浦庄内であつたといふ。

**イシウラジヨウ**

石浦城 加府事蹟實錄に、石浦砦は今の慈光院の邊であるとあり、その慈光院は金澤本多安房守の下屋敷にあつた長谷觀音堂のことである。長享の比には一揆大將石浦主水がこゝに居たといひ、又前田利孝の母は石浦城主山本若狹守家藝の女であるともある。

**イシウラジンジヤ**

石浦神社 金澤に在る。往古は石浦郷七村の産土神で、石浦村に鎮座し、石浦山王と稱せられた。その社地は今の石浦町の裏、長町三番丁の入口であつた。慶長七年三月後の本多氏下邸内の地に移し、別當眞言宗石浦山長谷寺が之に奉仕したが、凡そ寛永の末年頃から長谷山慈光院と改めた。當社の本地佛は別項に見える石浦長谷觀音である。明治元年神佛混淆廢止の後別當盛雅は復飾して長谷勝治といひ、山王社を改めて石浦神社としたが、その後この附近追々家屋を毀つて幽閑の地となり、且つ社殿の後方小立野の崖地崩壊して危かつたから、十二年今の廣坂下に移轉の許可を得、十三年社殿を建立した。本社を延喜式所載三輪神社であるとの説を爲すものもあるが、信じられぬ。

**イシウラシンマチ**

石浦新町 金澤の町名。昔は上石浦の村地であつたが、相對請地として町家を建て、石浦新町と呼んだ。この町名は、元祿九年の地子肝煎裁許時にも載せられるから、寛文五年相對請地の家屋を地子町に合併し、町奉行の支配地とした時に町名を建てたのであらう。但し此の後更に請地とした分は、百姓町に居残つた石浦村の百姓名の者が地子代銀を取集めてゐたが、次いで笠舞村

に收めることになり、明治十二年に他の郡地と共に金澤に屬せしめた。

**イシウラハセカンノン**

石浦長谷觀音 往昔から石川郡石浦村石浦山王社に安置せられたが、天正八年兵火の爲に堂宇燒失し、十年不動坊に借出されて、小立野後の本多氏邸地の愛宕社に遷座し、慶長六年愛宕社が卯辰山續きの愛宕山に移ると共に、この觀音も亦そこに轉じ、次いで觀音山の觀音院に移した。依つて十一年石浦村等七村の百姓が訴訟を提起して之を回復し、もとの石浦山王社の本地佛とした。

**イシウラマチ**

石浦町 金澤の町名。元和元年九月附の文書に既にこの町名が見え、もと石浦庄に屬する下石浦村のあつた所である。前田利長の時に定めた半役町七所の一つであつたが、後金谷出丸の地にあつた南町・堤町が今の地に移されて、石浦町もこれと續いた町となるに及び、本町の取扱になつた。

**イシウラマチヤブノウチ**

石浦町藪ノ内 金澤石浦町の裏町で、もと藩士の邸宅のみある所であつた。此の地に高岡町藪内に續く惣構の土居があつて、竹林が繁茂してゐたから藪の内と稱したのである。

**イシウラミワジンジヤエンギ**

石浦三輪神社緣起 一冊。森田棟園著。金澤の石浦神社は、もと石浦郷七ヶ村の産土神であつた。本書はそれが式内三輪神社であることの考證を記したものであるが、論據確實でない。

**イシウラモンド**

石浦至水 長享の頃一向一揆の徒であり、石川郡石浦堡に居たが、松田次郎左衛門の爲に謀殺せられた。

**イシカハケン**

石川縣 ↓ケンセイ 縣制。

**イシカハケンチヨウ** 石川縣廳 明治四年七月廢藩置縣の令があつて、金澤・大聖寺・富山の三縣を建てられ、加賀藩の舊封内加賀・能登・越中を金澤縣の管内とし、長町の元金澤藩廳で執務した。同年十一月金澤・大聖寺・富山の各縣を廢し、加賀一國を金澤縣の管下と改めた。此の時能登四郡並に射水郡は七尾縣となり、越中の礪波・婦負・新川は新川縣になつた。因つて翌五年二月金澤縣廳を管内の中央なる石川郡美川町即ち元本吉町なる町奉行役場跡に移し、縣名を石川縣と改め、廿二日開廳の儀式を行つた。次いで同年九月七尾縣を廢し、能登一國を石川縣に合併し、越中射水郡を新川縣へ合併した。是に於いて翌六年一月縣廳を金澤に復し、堂形前にあつた舊藩營修局を假用し、同三十日開廳の儀式を行つた。然るにこの建物は甚だ狹隘であつた爲、追々増築せられたが、明治十三年初めて工費二〇、三八八圓で延坪數六四五の新廳舎を建て、大正十三年六月更に一、二三〇、〇〇〇圓で今の廳舎が竣成した。

**イシカハゴホリ**

石川郡 弘仁十四年六月四日加賀國加賀郡管郷十六驛四の中、八郷一驛を割いて石川郡とした。石川郡の類名には、河内の石川郡・陸奥の石川郷等がある。日本地理志料に、江沼臣と石川朝臣とは、共に武内宿禰の裔なるが故に、本郡は石川氏の住した地であらうといふは首肯し難い。蓋し河内の石川郡は武内宿禰の男石川麻呂の住した地であるといふが、加賀に在つては石川氏の住した證據が一もないからである。郡名は石礪齋々たる比樂川の上流が郡境に在るからであらう。加賀志徴には石川を犀川のことだ